

- 五 選挙投票日に日投票者に対し正午退社を認め日給一日分を給與せられたし。
- 六 常任職員作業を怠る者の日給者には日給を三割増とせられたし。
- 七 欠由妻子の死亡したる時は休日三日を認め日給半額を支給せられたし。
- (但し遠路往復者には其の半日給を認めよと)
- 八 前衛生設備を完備せられたし。
- 九 臨時工は二月間経過する時日本職工とし切替制日廃止せられたし。

昭和四年九月

東京機械製作所
職工一同

株式会社

東京機械製作所 御中

別記三

内規

株式会社東京機械製作所

- 一 職工自己の都合により退職願を提出したる時は許可し三ヶ月以内規定退職手当を支給ス
- 一 退職手当金は五百円定額打ち切りを廃止し其計算方法ハ退職時日迄延長計算し為シ之トシ支拂フ
- 一 勤続五年以下ノモノト雖又退職ノ場合ハ規定ノ半額ヲ支拂フモノトス
- 一 臨時工ニ對シ退職ノ場合ハ本則ヲ適用ス
- 一 今回行々退職ニ對シ特ニ改定ノ規定ヲ適用ス

昭和四年二月一日

別記三

- 一 職工自己の都合により退職願を提出したる者は之を許可し二週間以内を標準とし
- 一 退職手当金は五百円打ち切りを廃止し其計算方法は退職時日迄延長計算ス
- 一 勤続五年以下ノモノト雖又退職ノ場合ハ本則ヲ適用ス
- 一 臨時工又ハ見習工ニ對シ之を前項ノ規定ヲ適用ス
- 一 退職手当金以上ノ退職手当金は支給せず(一)年三割増ノ標準額銀十八日分を支給ス